

## 四国森林管理局交渉（全国林野関連労働組合四国地方本部）

### 議 事 要 旨

1 日時：令和3年10月19日（火）17：30～18：30（60分）

2 場所：四国森林管理局会議室（2階）

#### 3 出席者

|         |       |               |
|---------|-------|---------------|
| 四国森林管理局 | 大竹 武司 | 総務企画部長        |
| 同       | 河合 正宏 | 計画保全部長        |
| 同       | 武田 義昭 | 森林整備部長        |
| 同       | 藤原 達博 | 総務課長          |
| 同       | 安田 幸治 | 企画調整課長        |
| 同       | 藤平 康則 | 計画課長          |
| 同       | 増原 俊光 | 保全課長          |
| 同       | 尾木 浩典 | 治山課長          |
| 同       | 吉良 康  | 森林整備課長        |
| 同       | 内藤 晴敬 | 資源活用課長        |
| 同       | 志賀 照幸 | 企画官（安全衛生）     |
| 同       | 小川 和幸 | 総務課課長補佐（総務）   |
| 同       | 山崎 賀文 | 総務課課長補佐（福利厚生） |

#### 全国林野関連労働組合

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| 四国地方本部 | 梶原 浩二 | 執行委員長  |
| 同      | 山本 末満 | 副執行委員長 |
| 同      | 後藤 和昭 | 副執行委員長 |
| 同      | 宮口 淳一 | 書記長    |
| 同      | 芹口 竜一 | 執行委員   |
| 同      | 山中 誠一 | 執行委員   |
| 同      | 酒井 崇仁 | 執行委員   |
| 同      | 斎藤 公平 | 執行委員   |
| 同      | 津野 友謹 | 執行委員   |

#### 4 交渉事項

- （1）事業実行に係る職員の負担軽減、労働条件の改善について
- （2）労働安全の確保、職場環境の改善等について

## 5 議事概要

(1) 事業実行に係る職員の負担軽減、労働条件の改善について

当局) ただ今から、全国林野関連労働組合四国地方本部より先般申し入れのあった交渉について、あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理していることから、それに基づき進行していただくようお願いする。

組合) 要員不足の中、空席ポストが拡大し、超過勤務の実態、職員への業務負担が生じていることから、空席ポストの解消をはじめ、ポストに要員が配置されるまでの間の職員の業務負担軽減策を示すこと。

また、複数担当区を受け持つ森林官については、境界管理等をはじめ業務量が過多となっていること、現場要員が減少する中、森林官が一人しか配置されない森林事務所も増加し、職員の安全面も危惧されること等から、森林官ポスト、地域技術官ポストの増や、期間業務職員の配置を行うなどして、職員の業務負担軽減、安全確保を図ること。

当局) 四国局としては、職員の業務負担軽減のために、事務・業務改善の推進、業務分担、再任用職員や非常勤職員を含めた人員配置等の見直しをするとともに、引き続き管理者等による超過勤務の事前命令の徹底など実効性のある超過勤務の縮減対策、職場環境の改善に努めてまいりたい。

組合) 森林官が配置されていない森林事務所の境界管理、収穫調査、計画編成作業に係る負担軽減策（委託、請負、臨時雇用）を示すこと。

また、外業系非常勤職員（期間業務職員）の雇用については、複数の森林事務所をまとめた地区単位、署（所）単位で雇用するなどの考え方を踏まえた雇用とすることや、通年雇用を行うなどして、職員の負担軽減、安全確保に結びつく対応とすること。

当局) 職員の負担軽減対策として、業務の必要性により予算の範囲内で非常勤職員を雇用しているところである。引き続き、事務・業務改善の推進、業務分担を行いつつ、職員の負担軽減に努めてまいりたい。

また、森林官の単独行動の排除等の対策として、森林官しか配置されていない一人森林事務所については、本署（所）や隣接森林事務所からの応援体制の整備、再任用職員の配置や非常勤職員の雇用などにより、職員の安全確保に努めてまいりたい。

組合) 2022年度の各種事業に係る林野庁との事業量の調整にあたっては、四国局の実力に見合った収穫量、生産量、販売量とするとともに、生産・販売事業の実行に係る職員の負担軽減については、臨時雇用、監督補助業務等に係わる必要予算を確保するなど、生産・販売事業における負担軽減策等を示すこと。

当局) 令和4年度の各種事業に係る事業量にあたっては、職員負担が増加しないよう、局・署(所)間で調整を図り適切に対応して参りたい。

組合) 測定事業における境界の刈払について、造林鎌では身体的に厳しく、また、ササ生地においては刈払木の踏みぬき等、安全面でも憂慮される実態にある。

森林技術員等の現場職員が減少する中で、刈払機を使用できる者もないなど、現有職員での対応は困難となっていることから、年間を通じた委託対応などの具体的な対策を講じる中で職員の負担軽減、安全確保を図ること。

当局) 測定事業における職員負担軽減、安全確保については、各署(所)の要望に合わせて「境界検測」及び「境界検測予備調査」を請負にて実施し、また、一部の署(所)においては、境界刈払を請負で実施しているところであり、引き続き各署(所)の意見・要望を踏まえて取り組んで参りたい。

組合) 林道事業においては、近年豪雨災害等が増加する中、災害復旧に係る現地測量や事務等が重なり、林道担当者は依然として超過勤務が増え、労働過重の傾向にあることから、専門官ポストの配置や非常勤職員の雇用等を行うなどして、さらなる負担軽減策を講じること。

また、必要な林道の維持・修繕を図る中で、林道の安全通行、職員の安全確保を図ること。

当局) 林道事業における職員の負担軽減については、当年度、森林土木指導官を嶺北署に配置したところであるが、近年多発する豪雨災害や路線数の多さから、それに伴う事業や維持管理等の業務が増加しているところであり、今後においても、業務分担や事務改善等をしながら職員の事務負担軽減に繋げてまいりたい。

併せて、林道の安全通行及び職員の安全確保を図る上で必要な維持・修繕に取り組むこととする。

組合) 治山事業においては、近年豪雨災害等が増加する現状がある中、治山担当者は依然として超過勤務が増え、労働過重の傾向にあることから、専門官ポストの配置や非常勤職員の雇用等を行うなどして、さらなる負担軽減策を講じること。

当局) 近年多発する豪雨災害の初動対応などに伴う業務量の増加に備え、新たなポストとして昨年度、災害対策分析官、本年度災害対策指導係長を四国局に配置したところである。

引き続き被災箇所への早期復旧に向け、現場における業務の効率化に努め、適時適切な技術指導等を行いながら職員の負担軽減を図る考えである。

組合) 主伐・再造林を実行していくうえで、皆伐後の植栽業務、獣害対策等の業務が増えている。また、分収育林の皆伐跡地の植栽箇所も増えている。

加えて、シカ等による獣害被害が発生する中で、補植・改植等の対策も必要となっており、年々増加する既存の防護柵の点検・補修等に職員が従事する業務も増加している。請負事業に係る条件調査、植栽後の獣害対策など、森林事務所や担当者の業務が過多となっていることから、委託業務の拡大などの対策を講じるなどして、職員の負担軽減を図ること。

当局) シカ等の獣害被害増加に伴う業務過多が見られることから、「シカ防護柵点検業務」の委託事業の拡充を進め、職員の負担軽減に努めてまいりたい。

組合) 現場への出張も増加しており、無理のない出張命令とするとともに、超過勤務及び旅費予算の不足により無理な出張命令とならないようにすること。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面からも、振替休日及び代休日を確実に取得させ、勤務日が連続することとならないよう対応すること。

当局) 旅行命令に当たっては、長距離・長時間に及ぶ運転とならないよう無理のない旅行命令とすることや、他の運転者がいる場合は適宜運転者を交替することなど、交通災害の防止に万全を期すよう事務連絡を発出し周知を図ることとする。

また、週休日及び休日での勤務を命ずる場合にあっては、職員の健康面に配慮し、振替休日及び代休日を確実に取得させることを基本とし、勤務日が連続することの無いよう対応することとする。

組合) 円滑な業務運営と職員の負担軽減策として、欠かせない非常勤職員の雇用について、次年度以降も現在の雇用人数と同等数以上の雇用の確保が必要であり、職員の労働条件が低下することのないよう、局・署(所)からの要望に100%応えうる必要額を確保し、引き続き職員の負担軽減を図ること。

当局) 職員の負担軽減対策としては、事務・業務改善、業務の効率化(働き方改革の推進)、一部業務の委託、職員間の業務分担の見直し、予算の範囲内での非常勤職員の雇用などにより対応してまいりたい。

## (2) 労働安全の確保、職場環境の改善等について

組合) 事業実行にあたっては、職員の労働安全衛生の確保・充実に努めるとともに、職場環境改善に努めること。

特に、複数担当区を管轄することによる管轄区域の広域化等に十分対応できる安全管理体制の確立と、森林官等の単独行動の排除に向けた措置を講ずるとした通知に基づき、森林官等の入山時における安全確保に万全を期すること。

当局) 職員の安全確保については、「四国森林管理局職員の保健及び安全保持に係る計画」に基づき、「災害の未然防止と重大災害の絶滅」に全職員で取り組んでいるところである。

管轄区域の広域化に伴う安全管理体制の充実については、安全管理体制の充実・強化を図っているところであり、今後においても、安全確保に係る対策が確実に実施されるよう努めることとする。

また、森林官等の単独行動の排除については、職員の安全確保に基づく通知等により、単独行動の排除に係る具体的対策の指導・徹底に努め、職員の安全確保に万全を期すこととしている。

組合) 緊急連絡体制の充実に向け、衛星携帯電話の更新等を図るなど、職員の安全確保に資するよう対応すること。

当局) 緊急連絡体制における衛星携帯電話の更新等については、これまで署(所)の現場実態による要望に応じて更新等を行ってきたところであり、今後においても、通信状況に影響があるものや、不具合等がある場合は、署(所)の健康安全協議会で議論を行い、更新要望が上申されるものと考えている。

組合) 熱中症対策については、瞬間冷却パック、経口補水液等の備え付けによる対策を講じているが、今年度は2件の熱中症と診断される公務疾病が発生した。

経口補水液は軽度の熱中症の症状(脱水状態)が生じた際に有効とされているが、あくまで事後の対応であり、まずは、熱中症とならないための対策を充実させる必要がある。このため、熱中症対策としての空調服(ファン付きの作業服)は屋外作業で有効とされており、職場要望を踏まえて空調服を配備するなど、より有効な熱中症対策に取り組むこと。

当局) 熱中症対策については、脱水状態とならないよう、適宜休息を取り、水分・塩分補給を行い、緊急時の対策として瞬間冷却パック等を備え付けるなど、予防対策に努めているところである。

また、空調服(ファン付きの作業服)については、熱中症対策としては有効と考えており、現在、数署(所)からの試行要望を踏まえ、試行調査を行っているところであり、今後、試行を重ね、よりよいものを選定し、各署(所)の要望を踏まえた配備ができるよう検討する考えである。

組合) 車両更新については、管轄区域の広域化及び森林事務所の複数担当区化に伴う長時間・長距離の移動距離等を考慮し、現場の実態に応じた適切な車両配置を行うとともに、国有林の実情(現場出張)を踏まえ、老朽化した車両も含め計画的な更新を実行できる予算を確保する中で、車両運行に係る職員の安全確保を図ること。

当局) 車両管理については、車両運行上の安全確保の観点からも重要と考えており、局  
署等が保有する車両の使用実態(走行距離、年式、車両の状況等)を把握し、保有  
車両の適切な配置、管理、効率的な利用及び計画的な更新を進めてまいりたい。